

## 宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
1	第1編	総則-3	第2節 3の表 1行目	機関名修正 「危機管理課」→「危機管理部」	「危機管理部」に修正する。	
2	第1編	総則-5	第2節 6の表 2段目	機関名修正 「関西電力送配電株式会社（兵庫支社）」 →「関西電力送配電株式会社（姫路本部）」	「関西電力送配電株式会社（姫路本部）」に修正する。	
3	第1編	総則-6	第2節 8の表 5段目	「しそ森林組合」の災害予防の欄に、山の荒廃から大雨時の土石流災害につながる風倒木を予防するための策が講じられている。	災害予防の欄に「間伐等による災害に強い森づくりの促進」を追加する。	
4	第1編	総則-6	第2節 8の表 6段目	宍粟市社会福祉協議会の災害応急対策の欄に、「1 ボランティアセンターの設置」となっているが、「1 災害ボランティアセンター」と修正する。平時のボランティアセンターは常設されているが、災害ボランティアセンターとなれば機能が災害対応に特化する点で異なったものとみなされる。	災害応急対策の欄の「ボランティアセンターの設置」を「災害ボランティアセンターの設置」に修正する。 また、災害予防の欄の「ボランティアコーディネーターの要請」を「災害ボランティアコーディネーターの要請」に修正する。	第3編風水害-43 第4編地震-37 第5編大規模災害-33
5	第1編	総則-19	第2節 第2款 1行目	誤字修正 本市に7月4日に「再接近し」→「最接近し」	「最接近し」に修正する。	
6	第1編	総則-19	第2節 第2款 3の揖保川表	文字サイズの修正 揖保川の表中、「三軒屋」「曲里」「西深」の文字の大きさが小さいように思われます。	「三軒屋」「曲里」「西深」の文字サイズの修正をする。	
7	第1編	総則-24	第3節 第1款 1(4)	「1日(24時間)総雨量578mm」 →24時間雨量578mm ※日雨量と24時間雨量は考え方が異なる	「24時間雨量578mm」に修正する。	
8	第1編	総則-24	第3節 第1款 2(2)	2(2)千種川水系南部の「七野大橋」の前に1文字分の余分なスペースがあるように思われます。	「、」と「」が続くためスペースがあるように見える。	
9	第1編	総則-24	第3節 第2款 1(4)	「12時間総雨量354mm」→「12時間雨量354mm」	「12時間雨量354mm」に修正する。	
10	第1編	総則-25	第3節 第3款 1(4)	「12時間総雨量354mm」→「12時間雨量354mm」	「12時間雨量354mm」に修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
11	第1編	総則-25	第3節 第3款 2(1) 4行目	2 浸水想定（1）揖保川水系波賀町域の文中に、「…最も深い場所では10.0m以上20.0m未満とされる。」とあることが大変意外である。該当箇所の説明を求める。	波賀町において、洪水浸水想定区域10m以上の箇所については、大きく4箇所点在する。 北側から1箇所目は引原川と斉木川が合流する有賀地区、2箇所目は引原川と小野川が合流する小野地区等、3箇所目は引原川と谷川が合流する谷地区等、4箇所目は、日見谷自治会の上流の湾曲している日見谷地区となっている。 〈参考〉 浸水想定については、1年間に発生する確率が1/1000とした最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に想定される水深としているため、当箇所の浸水想定が10m以上20m未満の浸水深となっている。	
12	第1編	総則-26	第4節 2	2 法指定区域数（令和3年4月1日時点）となっているが、最新の情報か。	最新の情報として「（令和6年4月1日時点）」に修正する。	
13	第1編	総則-26	第4節 2の表 8段目	所管名修正 「県都市整備課」→「県建築指導課」	「県建築指導課」に修正する。	
14	第1編	総則-49	第7節 第3款 5の表題	3つの表に「宍粟市周辺における……………」となっているが、周辺という表現には無理があるのではないか。	1の表は「宍粟市から原子力発電所の距離及び立地状況」、2の表は「宍粟市から研究用原子炉施設の距離及び立地状況」、3の表は「宍粟市から核燃料加工施設の距離及び立地状況」に修正する。	
15	第2編	予防-3	第1節 3行目	表現修正 「急峻」→「急流」	「急流である。」に修正する。	
16	第2編	予防-3	第1節 第1款 1	引原ダムのかさ上げ事業についての記載は必要ないか。	第1款河川施設の整備の1引原ダムのところに、「また、近年の降雨規模に見合うダム操作や容量等の見直しが必要となっており、堤体の嵩上げや洪水調節容量を拡大させるための放流設備の新設・改造等の再生事業計画が始まっている。」を追記する。	
17	第2編	予防-4	第1節 第1款 2	表現修正 「大規模な河川改修が進められているが、」 →「河川整備計画に基づき河川改修が進められているが、」	「河川整備計画に基づき河川改修が進められているが、」に修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
18	第2編	予防-6	第1節 第3款 3-4行目	「事前に洪水を防止するための措置を講ずるよう に指導や助言を行う」と記載されているが、実 際、何を行うのか。	市は指導、助言を行っていないので、「河川の増水等が想定 される場合は、事前に管理者が洪水を防止するための措置を 行う。」と修正する。	
19	第2編	予防-8	第3節 第1款 2(1)(2)	「・・・耐震性及び耐火性の・・・」「・・・耐 震耐火建物への改築を促進する。」とあるが、耐 火建物（建築物）とする必要があるのか？	建築基準法において、規模・用途・階数が一定の基準を超え た場合に耐火建築物と規制がされており、一定基準を超えな い建築物は耐火性の規制がないため、「耐震性及び耐火性の 強化を図る。」のところで「及び耐火性」を削除する。	
20	第2編	予防-8	第3節 第1款 3(1)	「・・・計画的に耐震補強工事を推進する。」 とあるが、学校施設の耐震化は完了しているの では？	学校施設の耐震化は完了しているため、「（1）校舎等の耐 震性の確保」の項目を削除する。	
21	第2編	予防-9	第4節 第2款 1 1行目	前回の地域防災計画にあった下記の文章は削除す るのか？ (2) 急傾斜地崩壊危機箇所等 (3) 土石流危険渓流等 (4) 地すべり危険箇所 (5) 地すべり危険地	前回の地域防災計画において、第2款の「法指定区域以外の災 害危険箇所の整備」のところで、左記の4点を記載していた が、「急傾斜地崩壊危機箇所等」、「土石流危険渓流等」、 「地すべり危険箇所」をあわせて「土砂災害危険箇所」とし て公表していたが、令和6年度以降は公表されなくなった。	
22	第2編	予防-10	第5節 第1款 4行目 6・7行目	表現修正 「中心市街地及び集落間を結ぶ幹線道路」 →「中心市街地と集落間を結ぶ幹線道路」 「生活道路は住民の日常生活の上で最も身近な 問題であり」 →「生活道路の整備は住民の日常生活の上で最も 身近な課題であり」	「中心市街地と集落間を結ぶ幹線道路」、「生活道路の整備 は住民の日常生活の上で最も身近な課題であり、」に修正す る。	
23	第2編	予防-11	第1 款1 1行目	「路側法面の被覆工事の促進」と記載されてい るが、道路のどの部分のどのような被覆工事のこ とか分かりづらい。 切土斜面のことを指しているのであれば表現を修 正すべき。	「盛土部における路側法面の被覆工事の促進」に修正する。	
24	第2編	予防-11	第5節 第2款 6行目	現在、ヘリコプター要請時にNコードを使用し ていません。GPSを利用し座標を取っています。	NコードをGPSに修正する。	第3編風水害-39 第4編地震-33 第5編大規模災害-47

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
25	第2編	予防-13	第6節 第3款 4の1行目	表現修正 「保管場所等」→「保管場所（防災倉庫等）」	「保管場所（防災倉庫等）」に修正する。	
26	第2編	予防-16	第8節 第1款 5の表	所管名修正 「防災計画課」→「危機管理部総務課」	「危機管理部総務課」に修正する。	
27	第2編	予防-23	第3節 第2款 表	「民間事業者との連携」において、「災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書」が記載漏れ。	「関西電力送配電㈱」との「災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書」を追加する。	第3編風水害-44 第4編地震-38 第5編大規模-34
28	第2編	予防-24	第3節 第3款 2行目	「災害時応援受け入れガイドライン」→「災害時応援受け入れガイドライン」	「災害時応援受け入れガイドライン」に修正する。	
29	第2編	予防-28	第5節 第1款 1	「1 市役所本庁舎、市民協働センターの耐震化と・・・」 とあるが、既に完了済みでは？	「市役所本庁舎、市民協働センターの耐震化と浸水防止対策」において、本庁舎及び市民協働センターは耐震化工事が完了しているため、「耐震化と」を削除する。	
30	第2編	予防-35	第8節 第2款 7の表	第2編P35上から2つ目の表⑦対象者の部分、年齢幅を具体化するのではなく、希望の全ての女性とかには出来ないでしょうか。 また、③乳幼児の紙パンツにしても、3歳以上の子ども夜だけは必要なこともあり、大人のパンツにしても介護②あたりの人は必要な方はいらしゃるのではと思います。	対象者としているのは備蓄をするためのサンプル的な人数等であり、実際に特定するものでない。	
31	第2編	予防-33	第7節 第2款 2 4行目	「障害のある人」→「障がいのある人」	「障がいのある人」に修正する。	
32	第2編	予防-41	第10節 第5款 6行目	ドクターヘリ臨時離着陸場全43箇所→42箇所	一宮町上野田公民館グラウンドがドクターヘリ臨時離着陸場から除外されたため、臨時離発着場を「42箇所」に修正する。	
33	第2編	予防-42	第10節 第5款 2の表	ドクターヘリコプター離発着場（31箇所→30箇所）	ドクターヘリコプター離発着場「30か所」に修正する。	
34	第2編	予防-42	第10節 第5款 2の表	「2 ドクターヘリコプター離発着場（31か所）」とあるが、一覧表に計上されている場所は全て対象？少なくとも、神戸地区ではスポニックパークが離発着場になっており、16～18は現実的に難しいと思われる。	兵庫県ドクターヘリ基地病院（兵庫県立加古川医療センター）の公式サイトにより臨時離発着場一覧で確認しているが、今後、精査し、関係機関と協議する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
35	第2編	予防-44	第13節 第1款 2 1行目	文字フォント修正 第13節 第1款 1 避難行動支援者の定義の 部分で文字のフォントが異なっています。	「（1）～（6）の人」をMS明朝に修正する。	
36	第2編	予防-52・53	第15節 第6～8款	「第6款 施設、設備の整備」「第7款 避難所 運営組織の育成」「第8款 避難所運営マニユア ルの作成」について、現時点で考えられる避難所 の運営にかかわる課題対策をできる限り加える。 特に「女性への配慮」については、第5節 大規 模事故等応急対策計画-40～42にあるように、性 暴力犯罪の防止も視点に加え、しいては被災地の 精神疾患対応の強化を図る必要がある。	①「避難所運営にかかわる課題対策」については、第15節6 款の施設、設備の整備に記載がしている。 ②「女性への配慮」については、風水害・地震・大規模事故 等応急対策計画に記載されており、災害予防計画の第6款3 の2行目の配慮者の後に「や女性視点など」を追記する。 ③「被災地の精神疾患対応の強化」については、風水害・地 震・大規模事故等応急対策計画に記載している。	①予防-53 ②風水害-53 地震-47 大規模事故-41 追記：予防-53 ③風水害-71 地震-64 大規模事故-59
37	第2編	予防-59	第2節 第2款 9	「地震保険、他の共済に加入していても給付」さ れる旨を追記できないでしょうか。	「フェニックス共済の活用」のところに、「地震保険、他の 共済に加入していても給付」を追記する。	
38	第2編	予防-61	第3節 第3款 7	女性消防団員の確保・・・ 今更女性団員ではなく地域住民の防災意識と促進 活動ではないのか？	「第3節消防団の育成」とした項目であり、消防団員の減少に より組織再編が進む中、兵庫県地域防災計画との連携を図る 上で、今後の消防団活動を維持していくための可能性として 記載しています。 「地域住民の防災意識と促進活動」については、災害予防計 画56ページの第2節「自主防災組織の育成」の3行目「本節 では」の前に「減災には不可欠であることから地域住民の防 災意識と促進活動を図る」に修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
39	第2編	予防-64	第1節 3	「第1節 雪害の予防対策」「想定される雪害」で、「3 除雪作業事故」について、地域における除雪作業は、地域住民やボランティアによる除雪を推進することとされている。まして、家屋等の雪下ろし作業は、重労働の上に危険を伴う作業でもある。過去（合併前）には高齢者の安全で安心の生活を確保するため、社協が土建業者に雪下ろし作業のボランティア活動を依頼したことがあったが、重機使用については善意銀行の資金を活用した。豪雪地域の除雪（特に雪下ろし）作業に対する市の公的支援を計画していただきたい。	市の公的支援としては、単独で雪下ろしを実施することが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし及びそれに伴う排雪に要した費用の一部を補助するために「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を令和4年12月に創設している。雪害のところで「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を追記する。	第5編大規模事故-43
40	第2編	予防-73	頁73 第3款 1(2) 表題	組織名修正 「西はりま消防組合宍粟消防署」→「西はりま消防組合」	「西はりま消防組合」に修正する。	
41	第2編	予防-73	第5節 第3款 1(2) の表	表中「酸素呼吸器、空気呼吸器」は原子力災害における特殊資機材ではないため、削除をお願いします。なお、同表に関する資機材として・ポケット線量計36・空間線量計（電離箱式）1・空間線量計（GM計数管式）8・表面汚染検査計（GM計数管式）5を保有しています。	「酸素呼吸器、空気呼吸器」を削除し、「ポケット線量計36個」・「空間線量計（電離箱式）1個」・「空間線量計（GM計数管式）8個」・「表面汚染検査計（GM計数管式）5個」を追加する。	
42	第2編	予防-74	頁74 第3款4 (2) ①	「放射線障がい」とあるが、ひらがな表記は法令に規定された用語は対象外では？ ※「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」他、複数の法律あり。	「放射線障害」に修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
43	第2編	予防-76	第5節 第4款表	<p>広報例文の内容が日本語に不慣れな人たちや子ども、障がいのある方には理解しにくく難しい。現例文に加え、「やさしい日本語」でのアナウンスの追加を提案する。能登半島地震の際に津波に対する避難指示がわかりやすくなっていたことが話題となったため、ご検討いただきたい。特に避難指示は、「ここは危ないです。建物の中に入ってください。」等、例文の最後に追加をされてはどうだろうか。</p>	<p>能登半島地震における発災時の避難呼びかけ表現の例となりますが、「今すぐ逃げること」など、強い口調で短い表現を使い、緊急事態であることを示すという点で十分機能したと言われている。避難指示に係る広報文例に「ここは危ないです。建物の中に入ってください。」を追記する。</p>	
44	第3編	風水害-4・5	第1節 第1款1・2の表	<p>水防警報第1号と水防指令第2号、水防警報第2号と水防指令第3号は同じではない。そもそも水防指令は、兵庫県庁内部の水防待機等に関し発令するものであるため、宍粟市の判断基準としては、水防警報のみで、水防指令は必要ないのではないかと。</p>	<p>「水防指令第2号」、「水防指令第3号」を削除する。</p>	
45	第3編	風水害-4～6	頁4, 5, 6	<p>橋梁までの水位が〇〇mとあるが、以下の点について要検討。                      ・すべての橋梁が基準になっているような記載となっているため、各河川等で基準となる橋梁があればそのように記載すべき。                      ・橋梁までとはどの高さを指しているのか分からない。橋桁や桁下など表現を修正すべき。                      ・橋梁までの水位が〇〇m                      ⇒河川水位が橋梁まであと〇〇m                      ※「橋梁までの水位」という表現は適切でないため。</p>	<p>「河川水位が橋梁まであと〇〇m」に修正する。</p>	
46	第3編	風水害-11	第2節2行目	<p>人事異動等に伴い更新する「職員配備計画」とあるが、人事異動等に伴い更新するという表現は必要か。</p>	<p>「人事異動に伴い更新する」を削除する。</p>	<p>第4編地震-9 第5編大規模事故-9</p>
47	第3編	風水害-17・18	第3節 第1款1の表	<p>文字フォント修正                      第3節 第1款 1の表中 「※1」「※2」「※4」の文字のフォントが異なります。</p>	<p>文字フォントを修正する。</p>	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
48	第3編	風水害-19	第3節 第2款 1の表	社名修正 「西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社」 →「エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社」	「エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社」に修正する。	第5編大規模事故-16
49	第3編	風水害-19	第3節 第3款	第3款の開始位置が1文字分ズレているように思われます。	数字、表題の次の行は1文字空白で統一している。	
50	第3編	風水害-31	第5節 第5款 2 (1) 1行目	組織名修正 「消防本部」→「消防組合」	「消防組合」に修正する。	第4編地震-24 第5編大規模事故-23
51	第3編	風水害-36	第5章 表	要綱名修正 「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」→「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」	「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に修正する。	第3編風水害-39 第4編地震-32 第5編大規模-26・29
52	第3編	風水害-38	第1節 第2節 1行目	第2節の1行目中「市長は県と神戸市が所有する」を「市長は県が運航する」に変更してください。	「市長は県が運航する」に修正する。	
53	第3編	風水害-39	第2節 2の表	出動要請先修正 区分：「県災対本部設置の場合」→「県災害対策本部設置時」 要請先等：「兵庫県災害対策本部事務局 電話 078-362-9900 F A X 078-362-9911」に変更してください。	消防防災ヘリコプターの出動要請先の表中下段を修正する。	第4編地震-32 第5編大規模事故-29
54	第3編	風水害-56	第3節 4 1行目	4 外国人への情報伝達等 について 「外国語による情報提供」とあるが、外国人でも日本語が堪能な人もいる。また、全外国人市民の母語での対応は不可能であると推測できる。 「外国語等」とし、日本語または「やさしい日本語」を含めた表現にした方がよいのではないかと考える。	兵庫県地域防災計画に準じて掲載していますが、わかりやすい日本語やイラストを用いた冊子などで情報提供をする必要があります。「外国語」を「外国語等」に修正する。	第4編地震-50 第5編大規模事故-45

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
55	第3編	風水害-64	第7節 6	6 食料の提供における留意 について 食物アレルギーや文化的配慮（宗教的に豚肉、牛肉など食べられない物がある）についても何らかの記載がほしい。 例えば、アレルギー対応食品の提供や食材表示、調味料展示などをして対象者が食してよいか判断できる環境づくりや、希望があれば炊き出し前の食材提供、調理許可がとれるなど。	第7節6の「食料の提供における留意」の2行目に「食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。」と修正する。 また、風水害応急対策計画62ページ第7節1の2行目「食物アレルギー対象者」に「等」を加える。	第4編地震-58 第5編大規模事故-51
56	第3編	風水害-72	第12節 第2款 表の2段目	災害による遺体の収容先についての場所の指定（可能な限り山崎町内が望ましい）	災害が市内のどこで発生するか分からないため、事前に収容場所を指定するのは難しい。災害発生時に市内の適切な施設を選定し収容先を確保する。	第4編地震-65 第5編大規模事故-61
57	第3編	風水害-77	第1節 (1) の表	国道〇〇号線→国道〇〇号	「国道29号」、「国道429号」に修正する。	
58	第4編	地震-3	第1節 第1款 1の表	1号～3号配備すべての判断基準に「3大規模地震対策特別措置法……と認められるとき」とあるが、この基準で3号配備となるのであれば、1号、2号配備での判断基準から削除すべき。 また、その中で「県内の地域にもかなりの震度が予想される場合」とあるが、「かなりの震度が予想され」という表現が抽象的であるため、「県内の地域にもかなりの震度が予想される場合」は削除しても良いのではないか。	1号、2号の「3大規模地震対策特別措置法～と認められるとき」は削除する。 「かなりの震度が予想され」は兵庫県地域防災計画を準用している。	
59	第4編	地震-3	第1節 第1款 1の表	判断基準において、長周期地震動が考慮されていないが、考慮すべき高層ビルがないためと理解して良いか。	職員配備の判断基準としては、長周期地震動は直接的な基準とならないと判断している。	
60	第4編	地震-72	第1節 3 1行目	組織名修正 「関西電力相生営業所」 →「関西電力送配電姫路本部」	「関西電力送配電姫路本部」に修正する。	第3編風水害-80 第5編大規模事故-66

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
61	第4編	地震-72	第1節 3の表	組織名修正 「兵庫支社（播磨・但馬）」 →「姫路本部」	「姫路本部」に修正する。	第3編風水害-80 第5編大規模事故-66
62	第2編 第3編 第4編 第5編	予防-50 風水害-54 地震-48 大規模-45		「第14節 要配慮者利用施設の避難確保対策」が加えられている。第3編 風水害応急対策計画-54および第4編 地震応急対策計画-48にも「要配慮者への配慮」がある。後に第4編 地震応急対策計画-50に「第3節 要配慮者の支援」で要配慮者の定義があるので、それを参照するための説明文を付けるべき。	「要配慮者と避難行動要支援者の定義」につきましては、第2編のみ明記していないので、「13節要配慮者への備え」の箇所で追加します。  「要配慮者と避難行動要支援者の定義」掲載箇所 3編風水害-56 4編地震-50 5編大規模事故-45	
63	第3編 第4編 第5編			「神戸地方気象台市町ホットライン」、「兵庫県災害対策本部」等、一般非公開の情報が含まれています。計画全体を確認して、上記以外にも、連絡先等の一般非公開の情報は削除してください。	本計画すべての確認を行い、一般非公開の情報は削除します。	
64	第5編	大規模-15	第3節 第1款 2(2) 1行目	表現修正 「風速10mとなると」 →「風速10mになると」	「風速10mになると」に修正する。	
65	第5編	大規模-17	第3節 第4款 4の表 1・2段目	組織名修正 「西はりま消防本部」→「西はりま消防組合」	「西はりま消防組合」に修正する。	
66	第5編	大規模-75	第3節 1(2)	第3節 1(2)の開始位置が1文字分ズレているように思われます。	開始位置を修正する。	
67	第5編	大規模-83・ 85		「西はりま消防組合宍粟消防署」及び「西はりま消防組合消防本部」を「西はりま消防組合」に変更してください。	「西はりま消防組合」に修正する。	
68	第5編	大規模-93	第2節	第1節 2～4、第2節 1の開始位置が1文字分ズレているように思われます。	開始位置を修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
69	第5編	大規模-94	第2節 4 1～2行目	4 消防署の措置について、「事故等の通報を受け出動した消防職員は、事業所側の放射線管理の専門家及び関係機関と協議した後、消防警戒区域の設定を行い、状況に応じて放射占領の測定を実施、その結果を本部室と県に連絡する。」に	「事故等の通報を受け出動した消防職員は、事業所側の放射線管理の専門家及び関係機関と協議した後、消防警戒区域の設定を行い、状況に応じて放射占領の測定を実施、その結果を本部室と県に連絡する。」に修正する。	
70	第5編	大規模-97	第4節 第1款 1(1)	(1) モニタリングについて、事業者のところに「事業者の放射線管理の専門家と十分に連携を図り」と修正してください。	「事業者の放射線管理の専門家と十分に連携を図り」と修正する。	
71	第5編	大規模-98	第4節 第1款 1(2) 1～2行目	(2) 救出中「西はりま消防組合は災害の規模、内容等を関係機関と情報共有した後、直ちに必要の人員機材を現場に出動させる」を「西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じ必要な人員機材を出動させ消防警戒区域の設定を行う。」に変更してください。	「西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じ必要な人員機材を出動させ消防警戒区域の設定を行う。」に修正する。	
72	第5編	大規模-98	第4節 第1款 2 (1) 2 (4)	(1) 「西はりま消防組合は直ちに職員と搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。」を「西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じて職員と搬送車両を現場に出動させ搬送にあたる。」に変更してください。 (4) について、防災ヘリ・ドクヘリの箇所を削除してください。	「西はりま消防組合は災害の規模、内容等を放射線管理の専門家及び関係機関と協議し、状況に応じて職員と搬送車両を現場に出動させ搬送にあたる。」修正する。 また、防災ヘリ・ドクヘリの箇所を削除する。	
73	第5編	大規模-100	第5節 1(2)③	「消防庁が定める放射性物質輸送時消防対策マニュアルに基づき、西はりま消防組合が別に定める。」を消防庁のマニュアルに基づいていることから「消防庁が定める放射性物質輸送時消防対策マニュアルに基づき行動する。」に修正ください。	「消防庁が定める放射性物質輸送時消防対策マニュアルに基づき行動する。」に修正する。	
74	第6編	災害復旧-1	第1節 (8)	事業名修正 「学校教育施設災害復旧事業」 →「公立学校施設災害復旧事業」	「公立学校施設災害復旧事業」に修正する。	

宍粟市地域防災計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

〈防災会議委員〉

番号	編	頁	頁・行	修正・意見等	修正案	同内容修正
75	第6編	災害復旧-1	第1節 (9)	事業名修正 「社会教育施設災害復旧事業」 →「公立社会教育施設災害復旧事業」	「公立社会教育施設災害復旧事業」に修正する。	
76	全般			全体を通して、各所に「浸水想定区域」という文言が出てくるが、改正水防法では、浸水想定区域の種類には、「洪水、雨水、高潮」があるため、すべての浸水想定区域を指していない場合は、洪水浸水想定区域などの表現にすべき。	「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に修正する。	
77	全般			全体を通して、時点として（令和6年3月31日時点）という表現が多くあるが、（令和6年4月1日時点）という表現にできるものはないか。 ※古い情報に見えてしまう	引用元にあわせてに修正する。	
78	全般			組織の編成は今後もたびたび変わるので問題にならないと思いますが、変わったことによって担当部署があいまいにならないようにして頂ければと思います。	地域防災計画については、今後、毎年改訂する予定としており、組織編成時には担当部署があいまいにならないよう注意する。	
79	全般			男女共同参画の視点から見直しについては、文中の中に「女性の」と言葉が入っているだけで具体性はなく、膨大な素案のなかに数か所だったのが少し不安に感じました。 災害その時は、直ぐに女性目線での対応は難しいかもしれませんが、計画の中に具体的に詳細を入れ、1日からは対応可能とか、避難所ごとに女性要員を何%以上置くとか具体的な数字があればよいのではと思いました。	本計画は国の防災基本計画や兵庫県地域防災計画に基づき改訂しており、男女共同参画における女性の視点についても上位計画から本市にとって必要箇所を検討のうえ記載している。 避難所担当者については、「男女共同参画からの防災・復興ガイドライン」に基づき、避難所運営に女性の参画を進めているところであり、現在、具体的な目標数値を示せないの で、今後、検討します。	

## 宍粟市地域防災計画（案）に対する修正

&lt;市修正&gt;

番号	編	頁	頁・行	修正等	備考
3	第2編	予防-35	第8節 第2款 7の表(上)	「年齢・性別等ごとの避難者数（想定）」については、兵庫県が作成した地域地震想定結果から算出しているが、作成年度が平成21～22年度であるため、令和6年4月現在の人口に按分した人数に修正する。 (⑧総数)市避難者想定総数 5,295人→4,155人	

宍粟市防災会議委員からの意見

	<p>①地域防災計画書の作成（見直し）は勿論必要ですが、計画どおりに実施されているのでしょうか</p> <p>②各自が防災意識を持ち家族で話し合いをし、地域・学校で本気の防災訓練を行う事が防災意識につながるのではないのでしょうか</p> <p>③宍粟市で行われる防災訓練も他市町を参考にした訓練をし、地域住民の気をひく訓練にしてはいかがでしょうか</p> <p>④せっかく【地域防災計画】を更新作成されたのですから、防災会議の委員で素晴らしい会を実施してみたいはいかがでしょうか</p>
1	<p>①地域防災計画の構成については、災害時の応急対策が迅速にできるよう事前の準備を行う災害予防計画や、風水害、地震などが発災した際の行動などを示した総合的な応急対策計画となっています。市として緊急やむを得ない場合を除いて、基本的には地域防災計画に示されている行動を行っております。ただ、行政以外の団体においては、計画どおり実施できていない行動もあり、計画どおりに実施できるよう説明・啓発等を推進して行きたいと考えています。</p> <p>②防災意識の高めるためのご意見をいただきありがとうございます。家族での話し合いや本気の防災訓練は、非常に大切なことと考えます。宍粟市では、阪神淡路大震災のあった1月17日と宍粟市で平成21年災害があった日を「家族防災の日」と設定し、家族で災害の備えを話していただくよう周知していますが、今後も、職員出前講座等により、自主防災会、学校等に出向き、防災意識の高揚に努めたいと考えています。</p> <p>③ご意見のあったことをふまえ、他市町の訓練も参考にしながら、市民の皆さまに関心を持ってもらえるよう、訓練内容を改善していきたいと考えています。</p> <p>④防災会議については、来年度から常設化した会議として、1年間に1回は開催したいと思っております。そのなかで、意見を伺い、情報共有を行いながら、防災・減災につながる取組につながるよう会議を進めていきたいと考えております。</p>

2	<p>①豪雨災害における洪水浸水区域についても、地区によっては浸水時指定避難所が全て対応不可の地区があります。その場合どうすればよいのか。</p> <p>②穴粟市全域に避難指示が出た場合、ハザードマップに安全なところが限られているため、どうすればよいのかと、発令されるたび思っています。</p> <p>指定避難所については、設置場所によって洪水浸水区域や土砂警戒区域となっている指定避難所もあります。</p> <p>市では、防災マップづくりの出前講座などを行っており、危険箇所を把握し、そのうえで安全な避難経路の確認をしております。</p> <p>また、台風等による豪雨の場合は、气象台と連携をとり、正確な情報の提供をしていただき、早い段階で避難指示等を発令するよう心掛けております。</p> <p>避難する場所は、指定避難所もありますが、安全な場所に住む親戚・知人宅などに避難することも検討していただけたらと思います。</p> <p>いずれにしても、平時にご家族で話し合えていただくことが大切であり、今後も市として啓発に努めていきます。</p>
3	<p>地域防災計画なのに地区のハザードマップ作成に男性役員だけで作成したり、自治会内においても住んでる場所によって空気間の違いを感じます。</p> <p>その為、一人一人がその時どうする？自分の命を守るには、どうすればよいか。</p> <p>マイ避難カードやマイタイムラインを作成し日頃から「いつ」「どこに」「どのように」避難するか一人一人の避難行動をマニュアル化しておくことが大切だと思います。</p> <p>老人会・子供会・各種団体等においてマイ避難カードの講座を開催</p> <p>マイ避難カードやタイムラインについては、ご意見のとおり、一人一人の避難行動をマニュアル化することは大切と考えます。</p> <p>今後、啓発や作成についての講座なども検討していきます。</p>